

株 主 各 位

2022年6月10日

東京都港区港南四丁目1番8号

大黒屋ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小川 浩平

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送お願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、71頁記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力お願い申し上げます。

なお、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時
 2. 場 所 東京都港区高輪二丁目1番13号 高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール
 3. 目的事項
報告事項 (1) 第113期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第113期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

【新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ】

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告・計算書類・連結計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.daikokuyajp.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
3. 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）感染症の感染拡大による影響が長期化する中、インバウンド需要の低迷、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令された事による個人行動規制や営業規制の強化の影響もあり、依然として厳しい状況が続いております。世界経済においては、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国が牽引する形で各種経済政策が進められる一方で、わが国においてもワクチン接種の広がりにより一定の回復は見せつつも新たな変異株であるオミクロン株の発生による第6波の感染拡大の懸念や、ウクライナ情勢の一層の緊迫化による下振れ懸念が強まる等、国内外共に景気動向の先行きは極めて不透明な状況で推移しております。

このような状況の中にあって、当社グループでは、ダイバーシティマネジメントに基づき株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）を中心に既存のブランド中古品の買取販売業及び質屋業に加え、今般のコロナ禍を奇貨として、当社グループの従来の方針であるオムニチャンネルに対応したDX化を進めグローバリゼーションへの対応を強化するべく、既存店舗での買取販売業務に加え、ウイズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えた買取販売事業をオンライン・オフライン上で一元管理し、ネット事業を更に成長させるために新たにシステムを再構築し、それをDX化する事で、セールスフォースを中心としたオムニチャンネル・マーケティングの強化に向けて努めて参りました。大黒屋の強みである真贋鑑定、適切な値付査定に基づき交叉比率（在庫回転率×粗利率）を最大化する事で収益極大化を図るという当社グループの基本方針が、今般各店舗で培ったアナログ的な知見を基にそのデジタル化、即ちデータベースの整備、機械学習による商品区分の整理等への移行が完了しました。当社グループでは、今後アナログ的知見を基に更に強化されたデジタル化のノウハウに基づく、在庫回転率、粗利益の極大化、「Dynamic Pricing」を確立する事でアナログ、デジタルの一元管理を図るとともにプラットフォームとしてのCtoB・BtoCマーケット強化の一翼に繋がると確信しております。具体的には①真贋鑑定：大黒屋が長年にわたり培った真贋鑑定ノウハウはDynamic Pricingのために最も重要なのは商品属性データです。それぞれ属性により微妙な違いがあり、それらをデータとしてクレンジング（整理）することが最も重要であると考え、データとして有効に活用できるようにクレンジングしてきました。結果として、タイムリーな真贋鑑定サービスの他社へのA P I 提供が可能なシステムを構築しました。②Dynamic Pricing：現在大黒屋はバックの場合在庫回転期間30日で買取販売してきており、タイムリーに商品価格等を需給状況に合わせて変動が可能となっております。当グループが今後提供する在庫適正化データベースに基づくD

ynamic Pricing戦略はデータのみではなく、そのデータは大黒屋の実店舗での長年にわたる蓄積、知識に基づきデータを整理統合したものであり、データがたんにあるだけでなく、また意味もなくデータを分析した結果ではなく、大黒屋社独自の知見に基づき、商品属性を補正し、値段を修正した事により、日々の買取販売で実用として使用されている動的価格戦略であり、これらは当に生きたデータです。今後、当グループでは国内外のプラットフォームやブランド関連会社等へA P Iを経由しての提供を検討して参ります。③上記商品属性データ及びDynamic Pricingにより顧客ニーズを的確に掴む事により、顧客ニーズに沿った商品の提供が可能となります。これらをA P I経由で必要に応じて他社への提供も検討していきたいと考えます。④上記を踏まえ、オンラインを活用したA P I経由買取事業を広く他社へ提供することを検討しております。

大黒屋では、昨年6月に今後のビジネス展開として、「テクノロジーとフィジカルとの一体化によるDX～DXのノウハウを活用したビジネスの展開～」を掲げ「5カ年事業計画」を策定し、現在更なる収益力の向上に向け取り組んでおります。

本プロジェクトは顧客のニーズを把握した当社グループの各店舗での買取販売員の能力をオンライン・オフライン上において高度化していくものです。更に当社グループの現場で働く中国人の販売買取スタッフを育成に努める等、当社グループの人材の多様性を活用して進めております。デジタル力をより活用する事で更に、アナログ事業が強化されていく事が重要であると考えております。これらは大黒屋の実店舗で培った知見に基づき、商品属性をクレンジング（整理）してきた事により、データを正規化してきています。結果として、実店舗の人材が顧客ニーズに基づいたそれぞれの店舗における顧客特性に沿った品揃えを可能にし、在庫回転期間30日を達成してきた知見をDX化及びAI化として使用出来るようにクレンジング（整理）しました。そのため、顧客ニーズに沿った形での商品のサイトでの新たな価値の提示（キュレーション）を達成できるシステムを構築しました。今後はこれらを他社向けにA P Iで提供していく事を検討していきたいと考えております。

買取販売に関しても当社グループの方針の下、グローバル化に呼応し、COVID-19からいち早く経済が再生した中国での事業展開開始し、越境EC事業の拡大、越境EC強化のため中国大陸で主要なプロモーションとなっているライブ配信イベントを行い、COVID-19等の外部要因に向けて事業対応能力の強化に努めております。

国内においては、当社グループの根幹会社である大黒屋において、創業70有余年培ったブランドとノウハウを基盤に全国で24店舗を展開しており、コロナ禍に於ける庶民の資金ニーズ及び換金ニーズに応えるべく、従来の庶民金融である質屋事業に合わせて、訪問買取及びオンライン買取のDX化を強化すべくサイトの改修に注力して参りました。

一方海外事業におきましては、COVID-19からいち早く経済回復を見せた中国市場の需要に迅速に対応すべく、当社グループでは前期、上海市に設立した上海黛庫商業有限公司（当社の100%子会社：以下、「上海黛庫」という。）を中心に今後の中国大陸での中古ブランド品販売市場拡大を見据え、当社グループが長年に亘って培ってきた中国に於ける知名度や

眞價鑑定力を生かし、中国大陸での買取販売を強化しております。Alibaba Group Holding Limited（以下「アリババグループ」という。）が運営するオンラインプラットフォームkaolaでは既に当社グループの多数の商品が掲載され、順調に販売を伸ばしております。当社はTMALLグローバルでの越境EC販売を開始し、中国現地法人のマーケティング活動により、その他オンラインプラットフォームでも当社グループ商品の販売越境ECが更に強化されます。上記EC商品の販売力に合わせて、中国国内での買取販売に注力していく所存です。また、前期においては当社グループとアリババグループとの越境ECビジネスでの連携実績から上海黛庫が当社グループを代表して戦略的パートナーとして認定されましたが、今後もアリババグループ等との連携を強固なものとし、中国大陸において更に事業拡大を進めて参ります。その一環として、上海黛庫では昨年12月下旬にアリババグループの盒馬鮮生内に買取の第1号店として大黒屋高青路店を開設しました。現在は、上海を中心に爆発的に広まったコロナ禍によるロックダウンの影響を受け在宅ワークを余儀なくされておりますが、中国国内の最大のイベント「6.18年中大促」や「11.11独身の日」に向け今後更に業容を拡大していく見込みです。また、昨年7月より全世界向け越境ECとしてのChrono24を大黒屋本部にて開始しております。かかるコロナ禍においても他社に先立ち中国での事業基盤を確立して来たことにより、成長著しい同国でアリババグループから戦略的パートナーとして認定され、更に同グループの盒馬鮮生の上海の店舗に一号店を開店し、更に大黒屋の強みである買取・販売力に裏付けされたデジタルでの買取販売のためにシステムを構築する事でオンライン・オフライン上での買取・販売及び交差比率の最大化に努めて参ります。

当社の強みはコロナ禍において100%子会社の中国現地法人を設立した事で、当社グループのブランディング及びマーケティング戦略の一貫した活動を行うことが可能となり、越境EC、中国大陸に於ける買取販売を更に強化出来る事にあります。また、粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、限界収益の極大化を図ることを基本方針としております。今般、中古ブランド品の流通は越境ECを始め全世界的規模に拡大し、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。その中において、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開することにより、一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売し新たな顧客の創造する事をビジネスの根幹においております。

当社グループでは、同業他社に先駆けてリアルからネット化、グローバル化への展開を更に進行させ、ライブショッピングの促進、海外サイト、即ち中国、欧米等の今まで販売出来なかった地域で販売を開始しております。例えば、新規のサイトへの商品アップ時に1日1,000万円以上の売上を計上したサイトが複数あり、既に当社グループの努力の成果が出つつあり、これを取り込む事で今後の成長が期待できます。これは当社グループがグローバリゼーションの強化を目標にネット及びリアルでの一元管理販売のシステムをいち早く強化してきた賜であり、また、ただ越境ECを展開するだけではなく、多様化の中で現地でのオペレーション及びマーケティングを増強する事により他社にはない「Daikokuya」ブランド力を強

化して来た賜です。更に、新たなネット化の実現に向けて新宿ライブ館を昨年11月下旬にプレオープンし、旧正月明けの2月7日より正式に中国向けネット配信を中心に開始しております。

日本以外の国、特に中国等ではコロナ禍で富裕層が海外旅行、飲食等のお金を使えずその滞留資金がブランド品に流れており、その販売が伸びてきており、且つ一部のビンテージ商品の価格が急速に上がってきております。当社グループでは、その需要に応えるべく、中国を始めとして現地での買取販売を更に展開し、同国での認知力を更に高める事により、今後売上の伸張を図って参ります。

(売上高)

当社グループの当連結会計年度の売上高は、17,381百万円（前期比4,774百万円増、同37.9%増）となりました。その主な要因は以下の通りであります。

まず、当社グループの根幹会社である大黒屋においては、前年コロナ禍の影響から回復傾向が続き当連結会計年度の売上高は17,103百万円（前期比4,783百万円増、同38.8%増）となり大幅な増収となりました。なお、大黒屋の月次売上高は第4四半期以降のまん延防止下にあっても1月1,563百万円、2月1,348百万円、3月1,510百万円と前年同月比増加に転じております。

大黒屋における主な要因は外国人観光客の激減や相次ぐ緊急事態宣言下の外出自粛要請等のコロナ禍の影響を大きく受けた前年から比べ経済活動制限が緩和された結果、リアル店舗売上が回復、更にオンライン店舗での売上が増加したことにあります。リアル店舗商品売上高（リアル店舗による販売の事：以下「リアル」という。）は10,621百万円（前期比3,487百万円増、同48.9%増）となり、リアルの第4四半期の月次の売上高については1月1,007百万円、2月786百万円及び3月646百万円と大幅に回復しております。

ネット店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売の事：以下「ネット」という。）については2,203百万円（前期比493百万円増、同28.8%増）となりました。また、本部商品売上高（古物業者市場等への販売の事）については、3,348百万円（前期比804百万円増、同31.6%増）となりました。

併営する質料収入においては、コロナ禍の影響化大口が減り小口顧客が増えた事から質料（貸付金利息）は785百万円（前期比31百万円減、同3.9%減）に留まりました。なお、質草預りに伴う営業貸付金残高は前期比187百万円増加している事から来期以降の質料アップが期待出来、更に質屋業はコロナ禍の影響下でも顧客の逼迫した金繰り要請に応える事業である事から、今後も引き続き強化して参ります。

また、中国関連として、新たに開始した越境EC、ライブショッピング等の売上が946百万円と順調に推移しており、またChrono24は442百万円と順調に増加しております。

(利益)

当社グループの営業利益は63百万円（前期比416百万円の改善）と大幅な増益となりましたが、その主な要因は以下の通りであります。

まず、大黒屋において売上総利益は3,510百万円（前期比480百万円増、同15.8%増）となりました。この要因は店舗商品売上総利益（リアル）が売上高の増加に伴い1,761百万円（前期比425百万円の増加、同31.8%増）となった上、店舗商品売上総利益（ネット）については346百万円（前期比133百万円の減少、同27.8%減）となり、本部商品売上高の売上総利益についても665百万円（前期比216百万円の増加、同48.0%増）となった事によります。また質料（貸付金利息）は785百万円（前期比31百万円の減少、同3.9%減）に留まりました。なお、質料収入はそのすべてが売上総利益となります。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、ポスト・コロナを見据え費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しながら広告投資を積極的に行った結果、3,091百万円（前期比16百万円増、同0.5%増）となりました。なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、年間償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。以上の結果、大黒屋の営業利益は419百万円（前年同期比463百万円の増加）となりました。

当社グループの経常損益は、98百万円の経常損失（前期比614百万円の改善）となりました。これは営業損失が前期と比較して416百万円改善した事と銀行への支払手数料の減少（前年同期比179百万円）によるものです。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純損益につきましては111百万円の損失（前期比660百万円の改善）となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損益は、292百万円の損失（前年同期比424百万円の改善）となりました。

なお、大黒屋において企業評価指標の一つであるEBITDAは477百万円（前年同期比444百万円の大幅増加）となりました。

さて、当社グループの属する古物売買業界におきましては、外国人観光客の激減によるインバウンド需要の低迷、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令された事による個人行動規制や営業規制の強化等のコロナロスの影響を受けその改善策を模索している現況下、当社グループでは、いち早く店舗販売から、グローバルなオムニチャンネルを通じての販売システムの構築の強化に努めて参りました。

同時に係るコロナロスを回避すべく当社グループでは、プラットフォームや当社と近い顧客基盤の持つ企業と共同で、顧客に対して「モノ」の販売から買取までの一貫したサービスの提供ができるように「Reseller as Service」をモットーとしてこれら顧客基盤を持った企業に対してSDGsリサイクルビジネスや販売のみならず、買取ビジネスを促進するために大黒屋の永年に亘り培ったブランド品に関する真贋鑑定力、値付力及び商品とクロスした顧客分析のエンジンをバックエンドで提供していく事業を展開しお互いの業際の共栄を推進しております。

先に記載しました通り、当社グループでは中国においてかかるコンセプトの延長という観点から、アリババグループの盒馬鮮生内へ買取の第1号店を出店し、将来的には中国各地に展開する盒馬鮮生の各店舗網を活用し同社のアプリを組み込んだ買取を推進していく予定です。

当社グループが、国内外において大黒屋が培った買取・販売スキームを

バックエンドで提供し、商品区分やそれに付随した顧客分析情報等を提供する事により提携先企業においては、その過去において販売一辺倒であった顧客基盤を販売、買取、更に委託販売サービスへと展開する事により、より顧客とのコミュニケーションの密度が高くなるものを考えております。特に大黒屋の場合、在庫回転期間がバックでは30日以内で推移しており、「Dynamic Pricing」査定や真贋鑑定及び顧客分析の強み更にデータ分析システムが確立されており、従来の店舗で培った社員スタッフの知見に加え当社グループのグローバルCTOは米国シリコンバレーからEnablerを提供し、更に中国でもアリババグループにおける越境ECで高級品販売電子商取引のプラットフォームである魅力恵（MEI.com）の責任者であった人物を経営陣として迎え展開しており、彼らを介したデータ分析、AI分析等を加味した顧客分析及びCurationは非常に高いものであると考えます。

当社グループでは、今後とも国内外で「Reseller as Service」として中古品の買取・販売のエンジンを業務提携等により提供していく所存です。

セグメント別の業績の状況につきましては以下の通りであります。

イ. 質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋、古物売買業の売上高及び営業利益は、それぞれ17,104百万円（前期比4,784百万円の増加、同38.8%増）、352百万円の営業利益（前期比417百万円の改善）となりました。その主な要因につきましては、業績の概況にて記載しましたように、大黒屋において売上高の大幅な増加により規模の利益を生んだ事によるものです。

ロ. 電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業損失は、それぞれ277百万円（前期比9百万円の減少、同3.5%減）、63百万円（前期比0百万円の減少、同0.9%減）となりました。

電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いている事もあり、最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材（原材料）価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。

このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

次期の見通し

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売する事により限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECを始め全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。当社グループではオフライン・オンライン及び国内外を一元として捉え、グループ全体での在庫回転率、粗利益及び交差比率を最大化するビジネスモデルを基本としての確且つ最適なタイミングでグローバル化、オンライン・オフラインでの店頭やネットでの需要に対し当社グループ販売員が夫々の顧客のニーズを把握し、買取状況を踏まえ、重疊的に店舗網を結びつけると共に中国現地に於いて展開している当社グループの強みを最大限に活用し、在庫回転率極大化、粗利益極大化していくと同時にエンドユーザーの状況を的確に把握し、在庫調整により商品リスクを回避しつつ利益の極大化を図って参ります。

一方大黒屋では同業他社と違い、質屋業という庶民金融を提供している事により、不況下、コロナ禍にあっても安定的な質料収益を確保出来る事により小売り店舗の収益のボラティリティーを補完し、コロナ禍においても店舗及びオペレーションの期待収益率を抑え、安定的な経営基盤を有している事から、かかるコロナ下でも業界同業他社と比較して影響を最小限に留めて参りました。

今後の見通しにつきましては、欧米各国でワクチン接種の効果によりコロナ感染率が低下すると思料される一方、当社グループの今後の主力市場である中国ではコロナ感染によるロックダウンで人流が止まる等の影響があるものの、在宅に伴う各種イベントによるネット販売は大幅に増加しております。しかしながら、わが国においては、年初から緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令され、更にその期限も延長される等、当業界においても、国内外の感染症拡大の動向や世界経済の変動の影響は依然として大きく、先行きについては当面予断を許さない状況が続くものと思料され、ウイズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた持続可能な事業展開の確立が急務であると予想されます。

係る状況にあつて当社グループでは、既にオフライン・オンラインでの買取販売のプラットフォームを構築しており、更に顧客ニーズに沿った買取販売システムを強化するため、当社グループの買取人及び販売員の“One to One CRMマーケティング”を強化していきます。

更に次期は、本年度より始まった「5カ年事業計画」に基づき、従来の大黒屋の強みである、顧客ニーズ及び質屋業で培ったKYC管理能力を強化し、同社独自のサブスクリプションビジネスモデルを提示いたします。同ビジネスは現況国内外で伸長しており、今後とも成長が期待出来る分野であると考えております。

また、従来より同業他社が展開しているにも関わらず、大黒屋が展開して来なかったBtoBオンラインオークション事業を新たに展開していきます。同社は業者間市場において売り買いの最大手であり、同社内に市場を構築する事で同社のビジネスの基本である、在庫回転率最小化による、中古ブランド品のマーケットメイキング業務を強化し、同社の強みである値付力・真贋力を更に強化出来るものと考えております。以上の通り、当社グループでは事業強化の為に①オンライン買取販売事業の拡大②訪問買取・訪問質預り事業による新たな顧客の発掘③庶民金融としての質屋事業の強化④上海黛庫商業有限公司による中国におけるアリババグループを始め、TikTokやREDでの現地マーケティング強化により、中古ブランド品越境EC販売、中国国内での買取販売事業を強化、を掲げ事業展開を行っており、次期においてもこの四本柱を強化拡大する事で新たな収益機会を見出します。更に、大黒屋の新たな事業として掲げるもコロナロスにより遅れている⑤高級バックのシェアリングサービス事業⑥BtoBオンラインオークション事業の実現に加え⑦大黒屋創業来75年で培った正確な真贋鑑定能力、過去の知見に起因するデータの蓄積及びそのDX化の結果として、当グループが構築した真贋鑑定システム、買取システム、Dynamic Pricing システム及びキュレーションシステム等の展開を奇貨として異業種との業務提携等を含め国内外のプラットフォームやブランド品関連企業へ提供していきます。

これらにより、増収・増益につなげて参ります。

令和5年3月期連結業績見通し（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
〔連結〕
（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純損益
第2四半期	9,550	217	169	△3
当連結会計年度通期	19,780	801	705	237

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、37百万円です。これは主に、子会社である大黒屋の千葉店に係る設備投資資金であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において経常的な資金調達ではない増資又は社債発行その他の重要な借入れ等は発生しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第110期 (平成31年3月期)	第111期 (令和2年3月期)	第112期 (令和3年3月期)	第113期 当連結会計年度 (令和4年3月期)
売上高(百万円)	20,439	17,270	12,606	17,381
経常損失(△)(百万円)	△722	△391	△712	△98
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△1,039	△1,844	△716	△292
1株当たり当期純損失(△)(円)	△9.19	△15.77	△6.13	△2.50
総資産(百万円)	12,842	9,315	8,107	7,363
純資産(百万円)	4,607	2,541	1,769	1,475
1株当たり純資産額(円)	32.81	16.38	10.00	7.31

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第110期 (平成31年3月期)	第111期 (令和2年3月期)	第112期 (令和3年3月期)	第113期 (当事業年度) (令和4年3月期)
売上高(百万円)	393	333	287	277
経常損失(△)(百万円)	△570	△502	△469	△499
当期純損失(△)(百万円)	△600	△593	△561	△519
1株当たり当期純損失(△)(円)	△5.31	△5.07	△4.80	△4.44
総資産(百万円)	9,773	8,703	8,693	8,767
純資産(百万円)	2,706	2,112	1,551	1,031
1株当たり純資産額(円)	22.92	17.85	13.05	8.61

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	91.3% (17.4%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	91.3% (91.3%)	質屋、古物売買業
AU 79 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
AG 47 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売
上海黛庫商業有限公司	50	100%	古物売買業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社であります。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売する事により限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECを始め全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する事により、一般顧客より高く買取、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化する事で商品リスクを回避して顧客に商品を提供してきております。更に不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、コロナ下で厳しい小売業界において古物売買のみでは店舗の損益分岐点が低いため、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理により、コロナ下における影響を最小限に留めております。

一方、当連結会計年度に転じますと、国内でのCOVID-19拡大による影響が長期化する中、インバウンド需要の低迷、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令された事による個人行動規制や営業規制の強化の影響もあり、依然として厳しい状況が続いております。世界経済においては、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国が牽引する形で各種経済政策が進められ一定の回復は見せつつも、ウクライナ情勢の緊迫化や中国における上海を中心に爆発的に広まったCOVID-19拡大によるロックダウン等の影響から景気動向の先行きは極めて不透明な状況で推移しております。

このような環境の中、今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

①オンライン買取販売事業の強化

新たな成長戦略の一環として、オンライン事業拡大方針の下、強化してきましたEC事業は、当連結累計期間において、当社グループのネット店舗商品売上高は2,203百万円（前期比28.8%増）となりました。コロナ禍にあって外出自粛やリモートワーク等の影響でEC利用の需要が拡大している中で、当社がグループをあげて継続的且つ積極的に取り組んでおります、(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動を一層進めて参ります。当社グループでは、ECにおける買取販売事業を更に強化するため、システムにより情報を一元管理する

事により店舗及びEC上の顧客を一元管理する事により顧客ニーズにあった商品やサービスの提供及び業務効率化のシステムを再構築するため令和2年11月にECサイトを一新しました。今後は同社のシステムをベースとした、グローバル化の一環として英語及び中国語による買取販売を更に強化して参ります。

また買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

②新たな事業の展開強化

令和3年5月14日に公表しました大黒屋における新たな事業(a)オンラインオークション事業(b)ブランドバッグ・時計等のシェアリング事業の開始に向けては、コロナロスにより遅れてはいますが当社グループの多様な人材を再配置しシステム構築を図って参ります。

③質屋事業の強化

令和2年4月に発せられた第1回目の緊急事態宣言時に庶民金融である質屋業が個人の逼迫した資金ニーズを賄うものとして改めて再認識されました。かかる状況下大黒屋では創業以来75年で培った「質の大黒屋」としてのノウハウを活用して、顧客ニーズに応えるべく値付・真贋のできる店舗スタッフを育成・強化するとともに、来店出来ない顧客には訪問質預りで対応する等顧客の要望に応じて参りました。質屋業界最大手として今後も更に一層庶民金融の一翼を担って参ります。

④中国事業の強化

当社グループは、現在アリババグループから戦略的パートナーとして認定されており同グループが運営するオンラインプラットフォームTmallでの当社100%子会社上海黛庫を上海に設立した事でブランディング及びマーケティング戦略の一貫した活動を行うことが可能となり、越境EC、そして、積極的に同国での買取販売事業を強化していきます。その一環として、上海黛庫では昨年12月下旬にアリババグループの盒馬鮮生内に買取の第1号店として大黒屋高青路店を開設しました。その後中国国内ではコロナ禍におけるロックダウンで人流が止まる等の影響はあるものの現地スタッフ等の在宅ワークにより各種イベント向けのネット販売買取は大幅に増加しており、更にネット売買と共にアフターコロナを見据え店舗網を拡大していく見込みです。

⑤相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

COVID-19による各国の渡航制限・活動自粛等の影響により、令和2年前半にかけて落ち込んでいたブランド品相場はその後いち早く経済回復した中国の影響や、昨今の金利格差に基づく円安の影響を受け高止まり状態が依然として続いております。かかる状況下、大黒屋ではブランド品相場の上昇の兆候のあった令和2年後半より商品の早期販売を需要の多い中国に定め、収益の拡大を果たすと共にリアルからネット化、グローバル化への展開をしてきました。CtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する際に、相場変動への適時対応やシステム内に構築された価格データを駆使して一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売するというビジネスモデルを展開しております。特にバックにおいては在庫回転期間が30日以内で推移しています。かかる状況を踏まえ、引き続き、相場の状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の確保を進めて参ります。

⑥電機事業の事業構造改革の実施

電機事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の逓減を進め、結果として利益率が向上して参りました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施して参ります。

⑦キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減等により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを逓減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めて参ります。

⑧異業種との業務提携

大黒屋が1947年の創業以来75年で培った正確な真贋鑑定能力、過去の知見に起因するデータの蓄積及びそのDX化の結果として、当社グループが構築した真贋鑑定システム、買取システム、Dynamic Pricing システム及びキュレーションシステム等の展開を更に推し進め当社グループと異業種との業務提携等を含め国内外のプラットフォーマーやブランド品関連企業へ提供していきます。

その第1弾として大黒屋では令和4年4月20日に株式会社JT Bと業務提携を開始しております。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明

器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。

なお、英国のSFLグループにつきましては、令和元年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売しております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場 (令和4年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場 (栃木県小山市)

② 主要な子会社の事業所

株式会社エスピーオー	本社 (東京都港区)
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社 (東京都港区)
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社 (東京都港区)
株式会社大黒屋	本社 (東京都港区)、国内支店26店
AU 79 LIMITED	本社 (英国レスター)
AG 47 LIMITED	本社 (英国レスター)
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	本社 (英国レスター)
CHANNTRY COLLECTIONS LIMITED	本社 (英国レスター)
ラックスワイズ株式会社	本社 (東京都港区)
上海黛庫商業有限公司	本社 (中国上海)

(7) 従業員の状況 (令和4年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
201名 (26名)	△5名(5名)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
14名 (8名)	-名 (1名)	54.9歳	21.4年

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (令和4年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社東京スター銀行	2,550百万円
株式会社りそな銀行	2,550百万円

- (注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,500百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行及び株式会社りそな銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,500百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (令和4年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 312,000,000株
- ② 発行済株式の総数 116,982,866株 (自己株式11,963株を含む)
- ③ 株主数 24,160名
- ④ 大株主 (上位10名の株主)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
小川 浩平	18,161	15.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P RD AC I SG (FE-AC)	1,489	1.27
魚津海陸運輸倉庫株式会社	1,136	0.97
田名部 誠悦	1,071	0.92
株式会社 S B I 証券	830	0.71
SMB C日興証券株式会社	742	0.63
CREDIT SUISSE AG, SINGAP ORE BRANCH - FIRMEQUIY (P OETS)	735	0.63
NOMURA INTERNATIONAL PL C A/C JAPAN FLOW	734	0.63
田村 都志雄	652	0.56
新井 清久男	633	0.54

(注) 持株比率は、自己株式(11,963株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権
発行決議日		平成28年3月8日
新株予約権の数(個)		2,876個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 287,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり8,549円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成28年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
役員の 保有状況	取締役	新株予約権の数 2,673個 目的となる株式数 267,300株 保有者数 4名
	監査役	新株予約権の数 203個 目的となる株式数 20,300株 保有者数 3名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（令和4年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 浩平	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED デイレクター 上海黛庫商業有限公司董事長
取締役	辛 羅林	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	鞍掛 法道	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	伴野 健二	—
取締役	中岡 邦憲	株式会社スマートコミュニティ取締役
監査役（常勤）	永井 卓	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役
監査役	栃木 敏明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー 株式会社ヨコオ 社外監査役
監査役	粕井 滋	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 伴野健二氏及び中岡邦憲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 栃木敏明氏及び粕井滋氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 伴野健二氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 中岡邦憲氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
7. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及び上海黛庫商業有限公司は当社連結子会社であります。

②取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等については、平成9年6月27日開催の第88期定時株主総

会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額で月額5千万円以内と決議しております。

取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその分配を代表取締役に一任して決定する方針としています。

イ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等）は無く、算定方法の決定に関する方針については、定めておりません。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等）については、平成27年6月26日開催の第106期定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額で月額5千万円の範囲内と決議しております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

上記アの報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針については、特段定めておりません。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記アの報酬等の額：毎月の支払

非金銭報酬等の額：任意の時期

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役社長 小川 浩平

ii. iの者に委任する権限の内容

取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額案にもとづき、具体的な個々の報酬額を決定

iii. iの者に委任する理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した為であります。

iv. iの者により iiの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

定めておりません。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カに掲げる事項を除く。）

該当事項はありません。

ク. 上記アからキまでに掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2)当該事業年度にかかる報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	支給人員	当期の報酬総額	当期の基本報酬	当期の退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	51,662 (3,826)	48,600 (3,600)	3,062 (226)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,204 (5,102)	9,600 (4,800)	604 (302)
計 (うち社外役員)	7名 (4名)	61,867 (8,929)	58,200 (8,400)	3,667 (529)

- (注) 1.取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
- 2.上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
- 3.株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円(平成9年6月27日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名であります。また、別枠で、ストック・オプション報酬額として年額50,000千円(平成27年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名であります。
- 4.株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円(平成元年8月30日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は5名であります。また、別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円(平成27年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

取締役 中岡 邦憲

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況
同氏は、株式会社スマートコミュニティの取締役であります。
なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。

- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 栃木 敏明

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。また、株式会社ヨコオの社外監査役であります。同社と当社との間には、特別の関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は71.4%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 粕井 滋

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

なお、当事業年度開催の取締役会9回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が29回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行をしない取締役 辛羅林氏、伴野健二氏、中岡邦憲氏及び監査役 永井卓氏、栃木敏明氏、粕井滋氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	35,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社（SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及び上海黨庫商業有限公司）については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。

当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。

当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することとしている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
- イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
- 当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
- 再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。
- 当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。

② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。

③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1.現金及び預金	1,043,934	1.支払手形及び買掛金	36,445
2.受取手形	39,702	2.短期借入金	3,500,000
3.売掛金	332,675	3.1年内返済予定の長期借入金	400,000
4.営業貸付金	1,802,445	4.未払法人税等	132,501
5.商品及び製品	2,273,907	5.契約負債	44,196
6.仕掛品	19,879	6.その他	440,357
7.原材料及び貯蔵品	36,881	7.事業整理損失引当金	35,555
8.その他	373,204	流動負債合計	4,589,056
9.貸倒引当金	△1,434	II 固定負債	
流動資産合計	5,921,195	1.長期借入金	1,200,000
II 固定資産		2.退職給付に係る負債	17,387
1.有形固定資産		3.役員退職慰労引当金	3,667
(1)建物及び構築物	666,508	4.資産除去債務	16,000
減価償却累計額	△504,574	5.その他	61,638
建物及び構築物(純額)	161,934	固定負債合計	1,298,692
(2)機械装置及び運搬具	129,483	負債合計	5,887,749
減価償却累計額	△129,483		
機械装置及び運搬具(純額)	0	(純資産の部)	
(3)工具、器具及び備品	704,801	I 株主資本	
減価償却累計額	△660,452	1.資本金	2,955,414
工具、器具及び備品(純額)	44,349	2.資本剰余金	1,003,601
(4)土地	41,446	3.利益剰余金	△2,085,140
有形固定資産合計	247,729	4.自己株式	△2,185
2.無形固定資産		株主資本合計	1,871,689
(1)のれん	390,494	II その他の包括利益累計額	
(2)その他	5,058	1.その他有価証券評価差額金	540
無形固定資産合計	395,552	2.為替換算調整勘定	△1,017,738
3.投資その他の資産		その他の包括利益累計額合計	△1,017,197
(1)投資有価証券	34,213	III 新株予約権	24,586
(2)退職給付に係る資産	5,741	IV 非支配株主持分	596,551
(3)差入保証金	672,735	純資産合計	1,475,630
(4)繰延税金資産	85,118	負債純資産合計	7,363,379
(5)その他	3,732		
(6)貸倒引当金	△2,640		
投資その他の資産合計	798,901		
固定資産合計	1,442,183		
資産合計	7,363,379		

連結損益計算書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		17,381,476
II 売 上 原 価		13,779,439
売 上 総 利 益		3,602,036
III 販売費及び一般管理費		3,538,390
営 業 利 益		63,646
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	1,457	
2. 受 取 配 当 金	851	
3. 受 取 手 数 料	14,095	
4. 為 替 差 益	10,119	
5. 受 取 保 険 金	258	
6. そ の 他	4,571	31,353
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	125,823	
2. 支 払 手 数 料	66,274	
3. そ の 他	948	193,046
経 常 損 失		98,046
VI 特 別 利 益		
1. 為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 益	13,079	13,079
VII 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	7,945	
2. 固 定 資 産 除 却 損	1,272	
3. 和 解 金	18	
4. 事 業 整 理 損	16,878	26,114
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		111,082
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	94,870	
法 人 税 等 調 整 額	64,676	159,546
当 期 純 損 失		270,629
非支配株主に帰属する当期純利益		21,994
親会社株主に帰属する当期純損失		292,623

連結株主資本等変動計算書

（ 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,955,414	1,003,601	△1,792,516	△2,164	2,164,334
当期変動額					
自己株式の取得				△20	△20
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△292,623		△292,623
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	-	△292,623	△20	△292,623
当期末残高	2,955,414	1,003,601	△2,085,140	△2,185	1,871,689

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△1,334	△993,464	△994,799	24,586	575,759	1,769,880
当期変動額						
自己株式の取得			-			△20
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			-			△292,623
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)	1,875	△24,273	△22,398	-	20,792	△1,605
当期変動額合計	1,875	△24,273	△22,398	-	20,792	△294,250
当期末残高	540	△1,017,738	△1,017,197	24,586	596,551	1,475,630

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社エスビーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

大黒屋グローバルホールディング株式会社

株式会社大黒屋

ラックスワイズ株式会社

AU 79 LIMITED

AG 47 LIMITED

SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

CHANTRY COLLECTIONS LIMITED

上海黛庫商業有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation,Ltd.については当連結会計年度中に清算したため持分法適用の範囲から除いております。この結果、当連結会計年度において持分法を適用した関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日は9月30日、ラックスワイズ株式会社及び上海黛庫商業有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDの会計期間は年52週間で、決算日は3月31日にもっとも近い土曜日としております。同社決算日から連結決算日である3月31日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

当社及び連結子会社である株式会社エスピーオー及びオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（商品）

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（製品・仕掛品・材料）

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋及び上海黛庫商業有限公司における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（商品）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は収益認識に関する注記に記載の通りであります。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

在外子会社及び在外関連会社における会計処理に関する事項

国内連結会社と在外連結会社との会計処理基準の差異は、主として「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）における当面の取扱いを採用していることによります。

Ⅱ. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	247,729千円
無形固定資産	395,552千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損会計の適用にあたっては、事業用資産については概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

今後の見通しにつきましては、欧米各国でワクチン接種の効果によりコロナ感染率が低下すると思料される一方、当社グループの今後の主力市場である中国ではコロナ感染によるロックダウンで人流が止まる等の影響があるものの、在宅に伴う各種イベントによるネット販売は大幅に増加しております。しかしながら、わが国においては、年初から緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令され、更にその期限も延長される等、当業界においても、国内外の感染症拡大の動向や世界経済の変動の影響は依然として大きく、先行きについては当面予断を許さない状況が続くと予想しております。当社グループでは、上記仮定に基づいて固定資産の減損に係る会計上の見積りを行っております。

なお、将来、経済環境の著しい悪化や市場価格の著しい下落の発生如何によっては、減損損失を計上する可能性があります。

Ⅲ. 会計方針の変更

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、売上に関して付与されるポイント引当金の計上がなくなります。売上に際してポイントを付与した場合には、売上金額を(a)財又はサービスを提供する義務と、(b)付与したポイントが将来利用されることで将来、財又はサービスを提供する義務に、独立販売価格の比率で配分することになります。この結果、(b)に配分された金額だけ従来よりも売上高が減少することになります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」「売掛金」に区分掲記しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	616,315千円
営業貸付金	1,802,445
関係会社短期貸付金	5,000,000
建物及び付属設備	3,254
たな卸資産	2,228,896
土地	37,188

計	9,688,100
---	-----------

当連結会計年度末において、上記以外に、関係会社株式（取得価額5,505,100千円）に対して質権が設定されており、また、関係会社貸付金（額面金額5,000,000千円）に対して担保権が設定されておりますが、連結貸借対照表では相殺消去されております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,500,000千円
長期借入金	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	400,000
計	5,100,000

2. 貸出コミットメント契約

連結子会社（株式会社大黒屋）においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行及びりそな銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,500,000千円
借入実行残高	3,500,000
差引額	—

3. 財務制限条項

株式会社大黒屋について

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、短期借入金3,500,000千円、長期借入金1,200,000千円、1年内返済予定の長期借入金400,000千円、）について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当を実施することができません。

なお、当連結会計年度末において、借入金のうち5,100,000千円について財務制限条項に抵触することとなりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する同意を得る見込みであります。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 116,982,866株

当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 11,963株

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 287,600株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入れ及び新株発行による直接金融により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理手続きに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。

営業債権である営業貸付金は、質草を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、金利の変動リスクに晒されております。この内一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている他、定期的に金利動向を把握し、金利条件の見直し等を行っております。また、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、当社グループの業績・財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

買掛金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従って行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差 額
(1) 投資有価証券 (*3)	29,613	29,613	－
(2) 差入保証金	672,735	653,128	19,607
(3) 長期借入金 (*4)	(1,200,000)	(1,200,000)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、営業貸付金、支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*3) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,600

(*4) 長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,043,934	－	－	－
受取手形	39,702	－	－	－
売掛金	332,675	－	－	－
営業貸付金	1,802,445	－	－	－

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	3,500,000	－	－	－
長期借入金	400,000	1,200,000	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	29,613	－	－	29,613

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	653,128	－	653,128
長期借入金	－	1,200,000	－	1,200,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期の見積りを行い、将来キャッシュフローが発生すると予想される期間ごとに分類し、国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	電機事業	質屋、 古物売買業	計
売上高			
製商品販売	277,137	16,317,334	16,594,472
質料収益	-	785,203	785,203
その他	-	1,800	1,800
顧客との契約から生じる収益	277,137	17,104,338	17,381,476
外部顧客への売上高	277,137	17,104,338	17,381,476

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。なお、支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

①質屋、古物売買業

質屋、古物売買業においては、主に中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点で収益を認識しております。

また、当社の連結子会社は、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、顧客がポイントを使用し、財又はサービスの支配を獲得した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

なお、質料は営業貸付金に対する利息と質物（担保物）に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる（質物を放棄し、債務の弁済に充てる）かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

②電機事業

電機事業においては、主に産業用の照明器具、電路配管器具の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。しかし、国内販売の場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

契約負債は主に、連結子会社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、32,282千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

契約負債は当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7円31銭
1株当たり当期純損失	2円50銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月26日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第113期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ㊟

監査役 栃木 敏明 ㊟

監査役 粕井 滋 ㊟

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	41,134	1. 支払手形	33,873
2. 受取手形	39,702	2. 買掛金	7,426
3. 売掛金	41,420	3. 関係会社短期借入金	5,459,830
4. 商品及び製品	39,081	4. 未払金	17,682
5. 仕掛品	19,879	5. 未払費用	1,351,949
6. 原材料及び貯蔵品	32,669	6. 未払法人税等	3,151
7. 前払費用	2,994	7. 預り金	1,961
8. 関係会社短期貸付金	905,500	8. 関係会社預り金	780,000
9. 短期貸付金	70,490	流動負債合計	7,655,875
10. その他	29,795		
流動資産合計	1,222,668	II 固定負債	
II 固定資産		1. 資産除去債務	16,000
1. 有形固定資産		2. 繰延税金負債	1,758
(1) 建物	65,627	3. 役員退職慰労引当金	3,667
減価償却累計額	△ 65,627	4. その他	58,716
建物(純額)	0	固定負債合計	80,142
(2) 機械及び装置	96,809	負債合計	7,736,017
減価償却累計額	△ 96,809		
機械及び装置(純額)	-	(純資産の部)	
(3) 車両運搬具	24,347	I 株主資本	
減価償却累計額	△ 24,347	1. 資本金	2,955,414
車両運搬具(純額)	0	2. 資本剰余金	
(4) 工具、器具及び備品	172,488	(1) 資本準備金	1,320,796
減価償却累計額	△ 172,488	(2) その他資本剰余金	517,759
工具、器具及び備品(純額)	0	資本剰余金合計	1,838,555
有形固定資産合計	0	3. 利益剰余金	
2. 投資その他の資産		(1) その他利益剰余金	
(1) 投資有価証券	100	繰越利益剰余金	△ 3,785,081
(2) 関係会社株式	7,348,880	利益剰余金合計	△ 3,785,081
(3) 前払年金費用	5,741	4. 自己株式	△ 2,185
(4) 破産更生その他債権	289,105	株主資本合計	1,006,702
(5) 貸倒引当金(固定)	△ 101,742	II 新株予約権	24,586
(6) その他	2,552	純資産合計	1,031,289
投資その他の資産合計	7,544,638	負債・純資産合計	8,767,306
固定資産合計	7,544,638		
資産合計	8,767,306		

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		277,137
II 売 上 原 価		183,383
売 上 総 利 益		93,754
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		329,527
営 業 損 失		235,773
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	1,411	
2. 為 替 差 益	220	
3. 受 取 家 賃	315	
4. 受 取 業 務 委 託 料	960	
5. 経 営 指 導 料	5,400	
6. そ の 他	43	8,350
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	272,182	272,182
経 常 損 失		499,605
VI 特 別 利 益		
1. 関 係 会 社 清 算 益	783	783
V 特 別 損 失		
1. 貸 倒 引 当 金 繰 入	9,564	
2. 固 定 資 産 除 却 損	0	
3. 減 損 損 失	7,945	17,510
税 引 前 当 期 純 損 失		516,332
法人税、住民税及び事業税		2,019
法人税等調整額		1,345
当 期 純 損 失		519,697

株主資本等変動計算書

（ 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	△3,265,383	△3,265,383
当期変動額						
自己株式の取得				-		-
当期純損失 (△)				-	△519,697	△519,697
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	△519,697	△519,697
当期末残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	△3,785,081	△3,785,081

	株主資本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△2,164	1,526,421	24,586	1,551,008
当期変動額				
自己株式の取得	△20	△20		△20
当期純損失 (△)		△519,697		△519,697
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-		-
当期変動額合計	△20	△519,718	-	△519,718
当期末残高	△2,185	1,006,702	24,586	1,031,289

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～60年

機械及び装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率による繰入額を計上しております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は収益認識に関する注記に記載の通りであります。
5. 重要なヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ハ ヘッジ方針
主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ニ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「経営指導料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「経営指導料」は5,400千円であります。

IV. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	130千円
長期金銭債権	291,491
短期金銭債務	1,350,821
長期金銭債務	50

(2)取締役に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	91,241千円
短期金銭債務	-千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	288,256千円
受取家賃	315
受取業務受託料	960
受取経営指導料	5,400
支払利息	272,015
貸倒引当金繰入	9,564

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	11,963株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（千円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	96,482
長期貸付金	4,031
長期滞留債権	224,655
破産債権・更生債権	84,918
長期差入保証金	3,521
未払役員退職金	17,047
減損損失	5,970
資産除去債務	4,900
原材料	1,420
システム開発費仮勘定	2,333
その他	2,391
繰越欠損金	<u>1,259,681</u>
繰延税金資産小計	1,707,355
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,259,681
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△447,673</u>
繰延税金資産評価性引当額小計	<u>△1,707,355</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
その他	<u>△1,758</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,758</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△1,758</u>

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

(1)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 (3名)	短期借入金返済	2,000	関係会社 短期借入金	283,000
				支払利息 (注2)	5,692	未払費用	61,634
子会社	大黒屋グローバルホールディング株式会社	所有 直接73.9% 間接17.4%	役員の兼任 (4名)	短期資金の貸付	77,200	関係会社 短期貸付金	871,700
				-	-	関係会社 短期借入金	17,000
				支払利息 (注2)	850	未払費用	4,273
子会社	株式会社大黒屋	所有 間接91.3%	役員の兼任 (4名)	-	-	関係会社 短期借入金	5,000,000
				支払利息 (注2)	250,000	未払費用	1,232,191
				預り金の受入	341,000	関係会社預金	780,000
				受取経営指導料 (注2)	5,400	-	-
子会社	SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	所有 間接91.3%	役員の兼任 (1名)	-	-	破産更生その他債権	187,363
				支払利息 (注2)	15,473	未払費用	52,722
				-	-	関係会社 短期借入金	159,830

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ラックスワイズ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 (1名)	経費の立替	9,564	破産更生その他債権	101,742
				貸倒引当金繰入額	9,564	貸倒引当金	101,742

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。受取外向料及び受取経営指導料については、業務の内容を勘案し合理的に決定されております。

(2)役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	氏 名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	小川 浩平	被所有 直接15.5%	代表取締役	短期借入金返済	1	短期借入金	-
				利息の支払い	11,790	未払費用	-
				短期資金の回収	29,509	短期貸付金	70,490
				受取利息(注2)	1,411	未収収益	12,014
				未払金の精算	17,717	未払金	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は主に産業用の照明器具、電路配管器具の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。しかし、国内販売の場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	8円61銭
1株当たり当期純損失	4円44銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月26日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人HLB Meisei有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ㊟
監査役 栃木 敏明 ㊟
監査役 粕井 滋 ㊟

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p><u>第1条 定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第19条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。
つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	オガワ コウヘイ 小川 浩平 (昭和31年9月14日生)	昭和54年3月 慶応大学経済学部卒業 昭和54年4月 (株)トーマン入社 昭和62年6月 コロンビア大学経営大学院修 士課程修了 昭和62年9月 ゴールドマン・サックス・ア ンド・カンパニー入社 平成6年11月 ファー・イースト・コンソー シアム・インターナシヨナ ル・リミテッド入社 平成6年12月 同社代表取締役 平成9年5月 当社顧問 平成9年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年12月 (株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディ ング(株)） 取締役 平成22年12月 (株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディ ング(株)） 代表取締役社長 （現任） 平成24年8月 (株)大黒屋代表取締役社長（現 任） 平成27年10月 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター(現 任) 令和3年3月 上海黛庫商業有限公司董事長 （現任）	18,161千株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	シン ローリン 辛 羅 林 (Xin-Luo-Lin) オーストラリア国籍 (昭和24年8月21日生)	<p>昭和55年 北京大学大学院卒業</p> <p>昭和55年 オーストラリア国立大学特別 研究員早稲田大学客員研究員 カナダブリティッシュコロ ンビア大学名誉研究員</p> <p>昭和58年</p> <p>昭和60年 Potter Warburgシニアファ イナンスアドバイザー</p> <p>平成 3年 ヤオハンインターナショナル 会長アドバイザー及び副会長</p> <p>平成 4年 三井物産グループ特別顧問</p> <p>平成 5年 オーストラリア Hambros アジアンキャピタルホールデ ィングスLTD名誉会長（現 任）（香港証券取引所上場） Oriental Technologies Investment Ltd.取締役（現 任）（オーストラリア証券取 引所上場） Sinolink Worldwide Holdings Ltd.取締役（現 任）（香港証券取引所上場） Enerchina Holdings Ltd.取 締役（現任）（香港証券取引 所上場） オーストラリア ニューサウ スウェールズ州治安判事（現 任）</p> <p>平成16年6月 当社取締役（就任）</p> <p>平成18年6月 当社取締役（退任）</p> <p>平成19年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成22年12月 (株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールデ ィング(株) 取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 (株)大黒屋取締役（現任）</p>	0株

候補者 番号	フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	クラカケノリミチ 鞍掛法道 (昭和24年4月19日生)	昭和48年3月 東京都立大学経済学部卒業 昭和48年4月 (株)日本不動産銀行入行(現(株)あおぞら銀行) 平成12年6月 同行執行役員兼投資銀行部長 平成14年4月 同行常務執行役員審査部・調査部管掌 平成16年4月 同行常務執行役員本店営業本部長 平成17年9月 森ビル(株)都市開発本部不動産投資顧問室長 平成19年7月 (株)SMGパートナーズ取締役会長 平成20年11月 東京債権回収(株)代表取締役社長 平成22年10月 (株)gumi監査役 平成23年11月 同社取締役 平成24年8月 (株)大黒屋取締役(現任) 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株))取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	0株
4	トモノケンジ 伴野健二 (昭和19年7月9日生)	昭和42年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 昭和42年4月 山一証券(株)入社 平成6年6月 同社取締役ヨーロッパ本部長(ロンドン駐在) 平成8年6月 同社常務取締役資本市場本部長 平成12年1月 (株)トランサーチインターナショナル入社 取締役副社長 平成21年7月 同社顧問 平成23年6月 当社監査役 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株))監査役 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ナオカクニアキ 中岡邦憲 (昭和32年3月19日生)	昭和55年3月 慶應義塾大学商学部卒業 昭和55年4月 (株)四国銀行入行 平成9年9月 (株)エスシステム入社 平成12年11月 (株)パネット 代表取締役 平成13年5月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株)) 社外監査役 平成13年6月 (株)スクウェア 社外監査役 平成17年8月 (株)スマートコミュニティ 取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 伴野健二氏、中岡邦憲氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者である小川浩平氏が代表取締役社長を務める大黒屋グローバルホールディング株式会社及び株式会社大黒屋と金銭消費貸借契約を締結しております。鞍掛法道氏は、当社と業務委託契約を締結しております。その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は伴野健二氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。伴野健二氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
4. 当社は中岡邦憲氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。中岡邦憲氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
5. 当社は業務執行しない取締役である辛羅林氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。辛羅林氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
6. 伴野健二氏、中岡邦憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 社外取締役選任理由及び期待される役割の概要
- (1) 伴野健二氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
- (2) 中岡邦憲氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
8. 役員等賠償責任保険
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新する予定であります。

9. 「所有する当社株式の数」については、令和4年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
10. 当初の社外取締役役に就任してからの年数（本総会最終時まで）
- 伴野健二氏 7年
- 中岡邦憲氏 6年

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役永井卓氏は、本総会最終の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

フリガナ 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
ナガイタカシ 永井卓 (昭和31年10月5日生)	昭和55年4月 川田工業(株)入社 昭和56年1月 (株)飛鳥総合企画設計部入社 平成元年12月 エーアート(株)設立 代表取締役 平成12年3月 東海観光(株)監査役 平成13年6月 当社監査役 平成14年3月 東海観光(株)監査役 平成16年4月 当社顧問 平成16年6月 当社取締役 平成22年6月 当社監査役(現任) 平成23年12月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株))監査役(現任) 平成24年8月 (株)大黒屋監査役(現任) (重要な兼職の状況) (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株)) 監査役 (株)大黒屋 監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、令和4年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は永井卓氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。永井卓氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しましては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただけますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

- (1) パソコンをご利用の方 上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (5) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (6) 携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承下さい。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしていたします。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管下さい。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

- (2) 上記(1)以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120-782-031（受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00）

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

メ 毛

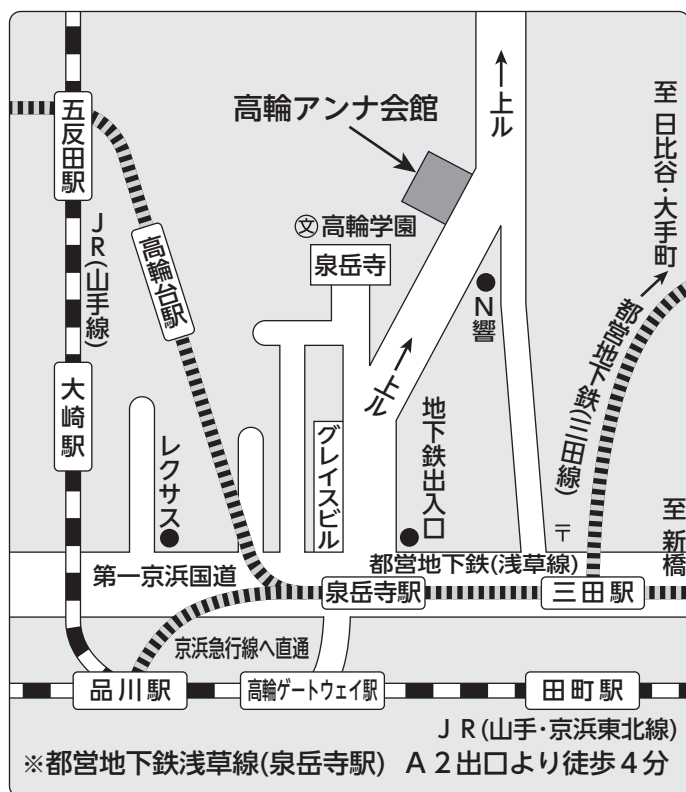
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内図

会場：東京都港区高輪二丁目1番13号
高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール
連絡先電話番号 03 (6451) 4300 当社本社

最寄り駅からの交通機関：

都営地下鉄浅草線（泉岳寺駅）A2出口より徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

